

和歌山大学わかやま未来学副専攻プログラム教育部会要項

制 定 平成27年12月25日

法人和歌山大学規程 第1723号

最終改正 令和5年1月27日

(趣旨)

第1条 この要項は、和歌山大学副専攻プログラムに関する規則（以下「副専攻規則」という。）第4条の規定に基づき、わかやま未来学副専攻プログラム教育部会（以下「教育部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 教育部会は、和歌山大学学則第28条の2及び副専攻規則第3条第1項に定めるわかやま未来学副専攻プログラムの円滑な実施を目的とする。

(業務)

第3条 教育部会は、わかやま未来学副専攻プログラムに関して次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の副専攻プログラムへの登録に関すること
- (2) 副専攻プログラムの編成・実施に関すること
- (3) 副専攻プログラムの修了判定に関すること
- (4) 副専攻プログラムの点検、評価及び改善に関すること
- (5) その他、副専攻プログラムに関すること

(構成員)

第4条 教育部会は、わかやま未来学副専攻プログラムの授業科目（必修）を担当する本学の専任教員で組織するものとし、その業務を総括するため、主任を置く。

2 その他教育部会が必要と認めた者を構成員とすることができる。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、教育部会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2498号）

この改正要項は、令和5年4月1日から施行する。